

新型コロナウイルス関連情報（検査証明の提出）

【ポイント】

●日本人を含めて日本に入国する全ての渡航者は、出国前 72 時間以内の新型コロナウイルス検査の検査証明の提出を求められます（1 月 13 日午前 0 時以降に日本に到着する方が対象）。

【本文】

1 検査証明の提出

○1 月 8 日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。

○これにより、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発出に伴い、「同宣言の解除」が発せられるまでの間、全ての入国者・再入国者・帰国者に対し、出国前 72 時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、入国時の検査を実施することとなりました。

○ハンガリーから帰国する日本人についても、出国前 72 時間以内の検査証明の提出を求められます。

○検査証明を提出できない方は、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）での待機を求められます。その上で、入国後 3 日目において、改めて検査を行い、陰性と判定された方は、位置情報の保存等（接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録）について誓約を求めるとともに、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の自宅等での待機が求められます。

○出国前 72 時間以内の検査証明の提出は、1 月 13 日午前 0 時（日本時間）以降に入国・再入国・帰国する方について求められます。

詳細は以下のリンク先（海外安全 HP）をご確認ください →
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C006.html

（本邦問い合わせ窓口）

◎厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176

2 検査証明は所定のフォーマットでの提出が原則です。以下のリンクから詳細をご確認ください。

◎外務省 HP:有効な「出国前検査証明」フォーマット

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

3 日本への帰国に際し、これまで機内で配布されてきた質問票が電子化されています。

◎1月4日付け領事メール：空港検疫で用いる質問票の電子化

<https://www.us.emb->

[japan.go.jp/j/announcement//20210104importantmessagecoronavirus.pdf](https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement//20210104importantmessagecoronavirus.pdf)